

議第170号

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例について

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

特別職の職員に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例

特別職の職員に対する退職手当支給条例（昭和29年1月県条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 令和3年2月14日において知事であつた者には、第2条第1項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

令和3年2月14日において知事であつた者に対して退職手当を支給しないこととするため提案するものである。